

令和2年度事業実績報告について

(1) 基盤的保険者機能

c	事業計画	実施状況	実績(KPI)	課題と令和3年度対応
1	<p>○サービス水準の向上 i)お客様満足度の向上 ・お客様満足度調査の結果、加入者等の意見やニーズを適切に把握し、創意工夫を凝らした更なるサービス改善と接遇向上を推進する。</p>	<p>・電話基本対応の向上に向けた取り組みとして奈良支部の弱みを示した「電話対応時キーワード確認表」を全員に周知し対応の徹底を図った。</p>		<p>〈課題〉 人事異動に伴う新しい職員に対する接遇向上への指導。 〈対応〉 日々の勉強会で研修資料の確認を行う。令和3年度に行われたお客様満足度調査の結果が令和3年6月中旬に配付される予定。新たな課題を把握し、サービス向上計画の策定及び取り組みを実施する。</p>
	<p>ii)現金給付の迅速な支払い ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日間)を遵守するため、進捗状況の適切管理及び着実な実施により、正確・迅速・丁寧な処理で安定した給付を提供する。</p>	<p>・進捗状況の適切な管理及び「業務マニュアル」等に基づき正確・迅速・丁寧な支払事務処理を徹底することでサービススタンダードを遵守している。</p>	<p>■ KPI サービススタンダードの達成状況を100%とする ■ 令和2年度実績 100% (達成)</p>	<p>〈対応〉 ・引き続き、下期においても適切な進捗管理によりサービススタンダード100%の達成を目指す。</p>
	<p>iii)加入者に対する各種お知らせの改善 ・加入者からのお問い合わせ内容や意見・要望を反映した申請手続き等、わかりやすいリーフレットを作成する。</p>	<p>・近畿ブロックで作成したリーフレットに支部の意見を反映し作成した。</p>		<p>・令和3年度の作成時にもわかりやすいリーフレットを作成し郵送化を推進する。</p>
	<p>iv)申請書の郵送化促進 ・任意継続及び限度額適用認定申請セットの使用を促進するとともに、電話・窓口対応時における奨励や広報媒体の活用により各種申請の郵送化を促進する。</p>	<p>・加入者が30名以上の1,000事業所と医療機関へ申請セットを送付し各種広報誌での周知や電話・窓口対応時における奨励等により郵送化率の向上を図った。</p>	<p>■ KPI 現金給付等の申請に係る郵送化率を92.0%以上とする ■ 令和2年度実績 93.4% (達成)</p>	<p>・引き続き、任意継続及び限度額適用認定申請セットの使用を促進するとともに、電話・窓口対応時における奨励や広報媒体の活用により各種申請の郵送化を促進する。</p>

(1) 基盤的保険者機能

	事業計画	実施状況	実績(KPI)	課題と令和3年度対応
2	<p>○業務改革の推進に向けた取組</p> <p>・現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効果的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。</p>	<p>・生産性の向上と職員の多能化を推進するため、安定した保険者機能の基盤づくりとして、山崩し方式による事務処理の徹底を図った。</p>		<p>・引き続き、山崩し方式の定着活動を徹底する。</p> <p>・生産性の向上と職員の多能化を推進するため、引き続き、ユニットミーティングを日々開催し手順書の読み合わせ等の勉強会を行う。加えて、マニュアルなどの変更の都度、勉強会を実施して事務処理の標準化を徹底する。また、RPAの導入(令和2年11月に本格導入)等による業務量の変化を検証し、適切な事務処理体制への見直しを行う。</p>
3	<p>○現金給付の適正化の推進</p> <p>i) 現金給付審査の強化</p> <p>・疑義ある申請に対しては、被保険者及び事業主、担当医師並びに審査医師への照会を行う。特に傷病手当金・出産手当金のうち資格取得直後や遡及した資格取得等、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請、並びに長期に継続した申請について審査の強化を図り不正請求を防止する。</p> <p>・傷病手当金と障害年金・老齢年金の併給調整を確実に実施する。また、傷病手当金受給者のうち、労働者災害補償保険法に基づく給付を受けられる可能性のある者に対する進捗管理を徹底するとともに、労働者災害補償保険法に基づく給付を受けた者に対しては併給調整を確実に実施する。</p>	<p>・疑義ある申請に対しては、担当医師9件並びに審査医師へ61件の照会を実施し適正化を図った。</p> <p>・傷病手当金・出産手当金のうち資格取得直後や遡及した資格取得等の申請について審査の強化を図った。</p> <p>・年金との調整については「審査手順書」等に基づく進捗確認を確実に実施し、併給調整漏れの防止を図った。(事前調整は日々実施した。事後調整149件)</p> <p>・労災保険との調整については、平成25年9月の事務連絡に基づく事務処理を徹底し、調整漏れの防止を図った。(進捗管理件数9件)</p>		<p>・引き続き、疑義ある申請に対しては、被保険者及び事業主、担当医師並びに審査医師への照会を実施する。</p> <p>・本部より提供を受ける抽出データ「資格取得や労務の可否に疑義があるもの」に基づき、傷病手当金等の支給の可否について確認を行う。立入検査を実施する場合は、コロナ禍での感染拡大防止に配慮して行う。</p> <p>・引き続き、傷病手当金と障害年金・老齢年金の併給調整や労災保険との調整について、手順書等に基づき、適正に実施する。</p>

(1) 基盤的保険者機能

	事業計画	実施状況	実績(KPI)	課題と令和3年度対応
3	<p>ii) 立入検査の実施</p> <p>・不正の疑いのある事案については、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し必要に応じ事業主へ立入検査を実施する。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。</p> <p>iii) 日本年金機構との連携</p> <p>・日本年金機構との連携により、立入検査等の実施にあたっては、情報提供や合同実施等の協力を求める。</p>	<p>・8月、2月(定期開催)に保険給付適正化プロジェクトチーム会議を療養費、多受診者の件等で開催したが、立入検査が必要な事案は無かった。</p>		<p>・引き続き、保険給付適正化プロジェクトチーム会議の活性化を図り、必要に応じ、コロナ禍での感染拡大防止に配慮しつつ事業主への立入検査を行う。不正が疑われる申請についての重点的な審査を行う。</p>

(1) 基盤的保険者機能

	事業計画	実施状況	実績(KPI)	課題と令和3年度対応
4	<p>○効果的なレセプト点検の推進 ・診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに、医療費適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に内容点検は、支払基金の一次査定と併せて医療費の適正化を進めているが、協会においては、レセプト内容点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、自動点検等システム、査定事例の集約・共有化などシステム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した効果的なレセプト点検を推進する。</p>	<p>[コロナの影響が大きい] 4月8日から6月30日まで点検員全員(6名)が自宅待機。また、8月17日から点検員の2分の1出勤体制(隔日勤務・在宅学習)が2月末まで実施され、年間の稼働日数が通常の半分以下となった。 ・年間の再審査請求件数は22,803件(前年39,555件前年比57.6%)であったが、査定効果額は、37,953,540円(同38,070,090円前年比99.7%)と少ない稼働日の中、高額点数のレセプトを優先的に点検を行い効果的な点検となった。 ・本部主催の研修会や、近隣支部との勉強会等については、web形式により実施された。また、非出勤日(在宅勤務日)を自宅学習とし、個々の知識向上を図り点検に活かすよう努めた。</p>	<p>■KPI 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度(0.340%)以上とする (※) 査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽ奈良支部の医療費総額</p> <p>■令和2年度実績 0.318% (未達成)</p>	<p>〈課題〉 ・査定効果額は、上期は前年度を上回る状況であったが、年間では前年度をやや下回る結果となった。 ・KPI(合算査定率)は、前年度を下回る結果となり、稼働日数の減少による影響が大きかったものと考えられるが、支払基金と連携し、より効率的な点検を進めていく必要がある。</p> <p>〈対応〉 ・前年度以上の稼働日となることが見込まれるが、点検員個々のスキルに応じた効率的な点検を引き続き実施するよう努める。 ・web形式での研修という新たな方法が取り入れられたことから、支部研修会や近隣支部との勉強会等については、従来の対面形式での実施との併用を含め、社会的な情勢等を鑑みながら実施し、個々のスキルアップに努める。 ・支払基金による審査の見落としやシステムによる点検の可否等の情報交換をすすめる、相互の効率的な点検にむけ連携強化を図る。</p>

(1) 基盤的保険者機能

	事業計画	実施状況	実績(KPI)	課題と令和3年度対応
5	<p>○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <p>i) 受療者に対する照会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月15日以上)の申請に加えて長期受療者など照会対象者を幅広く設定し、受療者に対する文書照会を強化する。また、照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受療に関する正しい知識の広報を行い、適正受療の促進を図る。 <p>ii) 疑義申請への対応強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受療に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。 ・申請書の書面審査や傾向分析等において疑義が生じた場合は、実地調査、文書照会、審査医師への照会等により適正化を図る。 ・悪質な事案は、保険給付適正化プロジェクトチーム会議で対応を協議し、必要に応じ立入検査を実施する等不正請求を防止する。また、受領委任の取扱いに反する事案等は、場合により厚生局へ情報を提供する。 ・他の保険者と不正防止対策に関する情報交換や連携を図り、更なる適正化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・頻回受療者(2部位以上かつ10日以上)に対する患者照会を2,017件実施した。 ・長期受療者に対する患者照会を504件実施した。 ・柔整審査委員会において多部位施術、頻回施術、部位転がしなどの施術の傾向審査を重点的に実施した。令和2年度においては面接確認の該当者は無かった。 ・申請書の書面審査や傾向分析等における疑義分については、その都度患者照会により56件事実確認を実施した。 ・受領委任の取扱いに反する事案等による厚生局への情報提供を1件行った。 	<p>■KPI</p> <p>柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度(0.80%)以下とする</p> <p>■令和2年度実績</p> <p>0.94% (未達成)</p>	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求件数に対する照会件数の割合は強化したが、新たな視点での照会実施 <p><対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・頻回受療者や長期受療者に対する文書照会を強化する。 ・従来の多部位施術、頻回施術、部位転がしなどの施術の傾向審査に加えて新たに縦覧点検を実施し、部位転がしなどが疑われる申請については施術管理者に対し指導を行う。 ・受領委任の取扱いに反する事案等は、場合により厚生局へ情報を提供する。

(1) 基盤的保険者機能

	事業計画	実施状況	実績(KPI)	課題と令和3年度対応
5	iii) 加入者への啓発 ・各種広報媒体への記事掲載等により、広く加入者に対し、柔道整復師の施術を適正に受療することについての周知を図る。	・文書照会実施時に同封するリーフレット等により、適正受診にかかる啓発を実施した。		・引き続き、リーフレットや各種広報により、適正受診にかかる啓発を行う。
6	○あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 ・受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。	・医師による再同意の確認を徹底し審査の強化を図った。また、往診による受療の審査を重点的に行い、医療機関への照会10件や患者への照会13件を通じて審査の強化を図ったが、不正疑いの申請は見受けられなかった。		・受領委任制度が適正に運用されるよう、不正疑義案件については厚生局への情報提供の徹底を図る。 ・審査事務手順書に則った適正な審査を徹底する。
7	○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進 《保険証回収》 ・資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告を強化する。 ・事業主や加入者に対しては、資格喪失後(または被扶養者認定解除後)は保険証を確実に返却していただくよう、関係団体等と連携を図るとともに、広報誌などの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。	・回収不能届を活用した架電162件を実施した。 ・退職後に加入する各種健康保険の周知と併せて、保険証の返却についての広報(周知チラシ)を作成するとともに下記媒体にて広報した。 『協会けんぽなら健康だより』(9月) 『社会保険 なら』(9月) ・マンガによる周知パンフレットを作成した。(3月)	■ KPI 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.0%以上とする ■ 令和2年度実績 91.95% (未達成)	〈課題〉 ・保険証回収率が全国平均(92.4%)を下回っている状況。 特に小規模事業所からの保険証返却の割合が低い傾向のため、小規模事業所の事務担当者の理解を深めるための広報(媒体・周知内容)について検討する必要がある。 〈対応〉 ・年間事業計画に基づき、各種事業を確実に実施する。 ・保険証返却について周知のチラシを積極的に活用する。 ・本部提供の証回収状況のリストを活用し、未回収率の高い事業所に対し、周知文書等の送付を行う。 ・証回収不能届を活用し、電話による証返納催告を実施する。

(1) 基盤的保険者機能

	事業計画	実施状況	実績(KPI)	課題と令和3年度対応
7	<p>《債権回収》</p> <ul style="list-style-type: none"> 不適正に使用された医療費等を回収するため、返納金債権等については、債務者と早期接触・回収を図るため、納付期限前の架電を徹底する。 納付期限後も定期的に催告状を送付し、積極的に催告を行う。 再三の催告にもかかわらず納付なき債務者に対し、法的手続きによる債権回収を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 納付催告、保険者間調整利用のため621件の電話勧奨を行った。 法的手続きの前段となる弁護士を通じた納付催告 364人(570債権)実施 法的手続き 3件 	<p>■KPI</p> <p>返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度(90.13%)以上とする</p> <p>■令和2年度実績</p> <p>59.59% (未達成)</p> <p>■KPI</p> <p>医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度(0.296%)以下とする</p> <p>■令和2年度実績</p> <p>0.076% (達成)</p>	<p>〈課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格喪失後受診に係る返納金債権について全国平均(53.4%)は上回っているが、効果的な債権回収を行う。 <p>〈対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 債務者への早期接触を徹底する。 弁護士を通じた納付催告にも拘らず納付がない者に対し、法的手続きに移行・実施する。
7	<ul style="list-style-type: none"> 資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整を積極的に活用し、回収に努める。 傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案においても適正に請求する。 交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。 債権管理回収進捗会議を月次で開催し、課題・問題点を整理し今後の債権回収の促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険者間調整192件(14,741,058円)を完了した。 ※令和3年度中に回収した資格喪失後受診による返納金 1,154件(31,873,649円) 債権管理回収進捗会議を毎月開催し進捗管理を徹底し債権回収を促進。 		<ul style="list-style-type: none"> 資格喪失後受診による債務者には、初回納付書の発送時及び催告時等、時効による保険者間調整対象外を除く全件に引き続き案内文書を同封し、制度の周知を徹底する。 債権回収専門員による架電催告(案内)を実施し、制度の活用を図る。 引き続き毎月債権管理回収進捗会議を開催し、支部全体で課題を共有し対応策を検討・実施する。

(1) 基盤的保険者機能

	事業計画	実施状況	実績(KPI)	課題と令和3年度対応
8	<p>○限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主や健康保険委員に対し、チラシやリーフレットによる広報を実施する。 ・地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額適用認定証の利用促進の取り組みとして、令和2年8月に医療機関(74病院)および事業所(1,082社)に対し限度額適用認定申請セットを送付した。 	<p>■KPI</p> <p>高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を86.0%以上とする</p> <p>■令和2年度実績</p> <p>83.1%(未達成)</p>	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な広報 <p><対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用されない方の分析を行い、医療機関や事業所へ効果的な広報を行う。
9	<p>○被扶養者資格再確認の徹底</p> <p>被扶養者資格再確認の的確な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。 ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者資格の確認対象事業所(11,277社)に対し被扶養者状況リストを送付し10,184社(90.3%)より確認書の提出を受けた。 また、「被保険者と別居している被扶養者」および「海外在住の被扶養者」に対し確認書類を求め適切に実施した。 ・未提出事業所に対し提出勧奨を実施した。 ・未送達事業所(27社)の所在地調査を行い速やかに再送付した。 	<p>■KPI</p> <p>被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.0%以上とする</p> <p>■令和2年度実績</p> <p>90.3%(未達成)</p>	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・未提出事業所に対する効果的な勧奨の実施。 <p><対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期に着手し、未提出事業所に対し、本部での一次勧奨に続き、二次勧奨を実施、電話勧奨を行いKPIを達成する。
10	<p>○オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認実施医療機関(USB利用医療機関)における利用率向上対策を実施する。 ・マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響による医療機関側の負担に配慮し、本部からの指示に基づき利用勧奨を行わないこととした。 	<p>■KPI</p> <p>現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を72.2%以上とする。</p> <p>■令和2年度実績</p> <p>78.7%(達成)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の協会版オンライン資格確認システムについては、国のオンライン資格確認の開始直前となる2月をもって終了となった。 <p><対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度は、国のオンライン資格確認の円滑な実施のため、システムの機能改善及び加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー利用率向上を図る。

(2) 戦略的保険者機能

	事業計画	実施状況	実績(KPI)	課題と令和3年度対応
1	データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施			
i	<p>生活習慣病予防健診・事業者健診データ取得・被扶養者の特定健康診査受診率の向上</p> <p>○ 被保険者(40歳以上) (受診対象者数:121,581人)</p> <p>①生活習慣病予防健診 受診率51.8% (受診見込者数:62,979人) 【令和元年度受診率:47.2%】</p> <p>②事業者健診データ 取得率14.5% (取得見込者数:17,629人) 【令和元年度実施率:11.4%】</p> <p>○被扶養者(40歳以上) (受診対象者数:41,421人)</p> <p>・特定健康診査 受診率31.5% (受診見込者数:13,048人) 【令和元年度実施率:30.3%】</p> <p>○健診の受診勧奨対策 ・特定健診受診率(生活習慣病予防健診・事業者健診データ取得・被扶養者の特定健康診査)の中で、受診率が低い生活習慣病予防健診受診率向上に最大限努力すると同時に、令和5年度までの計画終了時に65%の実施率を達成できるよう、課題の洗い出しと対策の検討を行う。</p>		<p>■ KPI</p> <p>① 生活習慣病予防健診受診率51.8%以上。 ② 事業者健診データ取得率14.5%以上。 ③ 被扶養者の特定健診受診率31.5%以上。</p> <p>■実績</p> <p>○被保険者(40歳以上) (受診対象者数:123,657人)</p> <p>①生活習慣病予防健診 受診率:45.8% 受診者数:56,653人 (未達成見込み)</p> <p>②事業者健診データ 取得率:14.9% 取得件数:18,427件 (達成見込み)</p> <p>○被扶養者(40歳以上) (受診対象者数:40,807人)</p> <p>被扶養者特定健康診査 受診率:25.0% 受診者数:10,193人 (未達成見込み)</p>	

(2) 戦略的保険者機能

	事業計画	実施状況	実績 (KPI)	課題と令和3年度対応
i	<p>【生活習慣病予防健診】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主に対し年度中(令和2年9月、令和3年2月)においても生活習慣病予防健診のメリットや受診方法を積極的に広報する。 ・上半期に生活習慣病予防健診を受診されていない加入者個人に対し、ダイレクトメールによる健診受診勧奨を行う。 ・支部独自で作成する健診パンフレットの内容充実を図るとともに、ナッジ理論等を活用して行動に影響を与えられるような広報に努める。 ・健診受診機会の拡大を目的として、健診機関と連携を図り、休日等に県内各地の公共施設等で検診車を活用した集団健診を拡大する。(夏期を増やす) ・健診の実施率向上を目的に、エビデンスに基づいた事業の展開を図る必要があるため、生活習慣病予防健診実施率向上の分析・調査プロジェクトチームを結成し、学識経験者の助言に基づいて分析・調査を行う体制を構築する。 	<p>【生活習慣病予防健診】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に4月、5月は生活習慣病予防健診の実施を一時中止。そのため、上期目標(34,500件)に対する達成率:70.0%となり大幅に減少。下期は、10月にダイレクトメールで受診勧奨を実施したことにより、受診者数が昨年度下期実績比116.4%となったが、目標件数には至らなかった。 ・夏季(7月、8月)に計画していた、検診車を活用した集団健診、休日健診は中止。ダイレクトメールによる受診勧奨により、冬季(11月～3月)の休日健診を実施した。 ・新規適用事業所に対して、生活習慣病予防健診の制度の周知や、受診勧奨案内を毎月文書で実施(841事業所)した。 ・受診率向上を目的として、分析・調査プロジェクトチームを結成。基礎データの分析を基に①日本産業衛生学会に演題登録を行う。(演題名「健診受診の可否及び継続性に関する要因分析及効果的な勧奨方法の検討(第1報)」)②加入者に対してアンケート実施を計画。 		<p>○令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の影響で、受診控え等により受診率が目標を大幅に下回ったため、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を優先し受診勧奨を実施する。</p> <p>〈課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者に対する生活習慣病予防健診の受診環境整備。 <p>〈対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季(8月9月)の集団健診を計画して事業所へ案内を実施する。上期未受診者に対して、冬季(11月～3月)に、健診機関の協力の下、休日に受診可能な健診日を増やして受診しやすい環境を整え、未受診者個人に対してダイレクトメールで受診勧奨を実施する。 ・新規適用事業所に対して、生活習慣病予防健診の制度の周知や、受診勧奨案内を毎月文書で実施する。更に、対象者10人以上の事業所に対しては、電話によるアプローチを実施する。 ・分析・調査プロジェクトチームでの基礎分析を基に、今年度に計画している未受診者への受診勧奨アンケートを実施して、アンケート結果による受診率向上への課題の洗い出しを行い受診率向上の検討を行う。

(2) 戦略的保険者機能

	事業計画	実施状況	実績(KPI)	課題と令和3年度対応
i	<p>【事業者健診データの取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良労働局、商工会議所や商工会等の関係機関と引き続き連携を図り、委任状の取得を推進する。 ・委任状提供済事業所の健診データの取得について、提供可能な健診機関を増加させ、効率的かつ定期的に提供を受ける体制を構築する。 ・外部委託業者等による事業者健診データ取得に関する委任状の取得を推進する。 	<p>【事業者健診データの取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部委託による事業者健診データ取得を、支部独自の取得勧奨に変更して、対象者の多い1,000社に送付。また、未提出の820事業所に対しては、電話・文書にて再勧奨を実施した。更に、大規模事業所に対しては、支部長を中心に16事業所を訪問し、事業者健診データ取得等のトップセールスを実施した。 返送: 306件(返送率30.6%) 取得数(見込み): 3,231件 ・奈良労働局と連携を図り、奈良労働局名で事業者健診データの提供依頼を実施。 ・事業者健診データの取得率向上を目的に、健診機関に勧奨したことにより、新たに6健診機関と事業者健診データ作成業務委託契約を締結した。 		<p>〈課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者健診データ作成委託先の拡大と関係先と連携した同意書取得。 <p>〈対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業所、健診機関等に、事業者健診データ及び、同意書の提供の働きかけを行い取得率向上を図る。 ・事業者健診データの提供依頼を奈良労働局と連携して案内できるように進める。 また、商工会議所等の関係先との連携により小規模事業所に対して事業者健診データ提供の案内を行えるよう調整を進める。 ・事業者健診データ提供事業所に対して、紙での事業者健診データ取得を推進するとともに、今後円滑な提供が可能な同意書取得についても推進する。
i	<p>【被扶養者の特定健康診査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会主催の集団健診について、県内全市町での会場設置、人口密集地・商業施設等での実施により受診勧奨を充実させる。また、オプション検査の充実を図り、魅力的な健診実施により受診率の向上に努める。 ・健診受診の申し込みの受付を、従来実施している返信用はがきでの受付以外に、FAXや二次元バーコードでの受付を行えるように検討を行い、申込みやすい環境を整備して受診率向上に努める。 	<p>【被扶養者の特定健康診査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、夏季無料集団健診を中止した。そのため、冬季に当初計画の2倍の会場で無料集団健診を実施した。 実施日数延べ66日、受診者数: 5,490人(奈良支部加入者) 		<p>〈対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルスの影響により、例年夏季の受診者が冬季に受診されて受診時期が変わったり、受診を控えている加入者が多いと予想するため、加入者の受診機会、受診環境整備を図り受診率向上に努める。 《実施期間(夏季)》 令和3年6月～8月 《無料集団健診日程(夏季)》 67日(34会場) 《実施期間(冬季)》 令和3年12月～令和4年3月(予定) 《無料集団健診日程(冬季)》 40日(予定)

(2) 戦略的保険者機能

	事業計画	実施状況	実績(KPI)	課題と令和3年度対応
ii	<p>○特定保健指導実施率向上 実施率合計(対象者17,311人) 実施率20.8%(3,595人)</p> <p>・被保険者(対象者16,202人) 実施率21.5%(3,483人)</p> <p>≪内訳≫ 協会実施20.5%(3,321人) 委託実施1.0%(162人)</p> <p>・被扶養者(対象者1,109人) 実施率10.1%(112人)</p>		<p>■ KPI 特定保健指導の実施率を20.8%以上とする</p> <p>■ 実績 実施率合計 17.5%(3,021人)</p> <p>・被保険者 実施率17.5%(2,842人) 目標(3,483人)への 達成率81.6% (目標未達成見込み)</p> <p>・被扶養者 実施率16.1%(179人) 目標達成率159.8% (目標達成見込み)</p>	<p>〈課題〉 ・新型コロナウイルスの感染拡大の中での加入者の健康度向上のため特定保健指導の推進。</p>
ii	<p>【協会実施の特定保健指導】 ・事業所への特定保健指導案内方法を見直し、効率化を図ることで1日当たりの特定保健指導実施数の更なる増加に努める。 ・特定保健指導継続支援の外部委託を更に推進させるとともに、外部委託業者と連携を図り、特定保健指導の途中中断率減少に努める。</p>	<p>【協会実施の特定保健指導】 ・4月～5月は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため案内及び特定保健指導を中止した。 6月は、特定保健指導の案内を再開して、月ごとの目標の約70%の特定保健指導を実施した。 7月以降は、昨年度実績を上回る実施数であったが、目標達成には至らず。 ・継続的支援の外部委託業者とZOOMで定例会議を2か月に1回実施し、情報共有と進捗確認を行った。</p>		<p>〈対応〉 ・令和3年度の重点施策等に見直し等変わりはないため、新型コロナウイルス拡大予防対策を優先し、特定保健指導案内を実施する。 ・健診委託先への積極的な特定保健指導実施に向けた再依頼を行う。 ・ZOOMを活用した特定保健指導を実施していく。 ・継続的支援の委託業者と連携を密にし、中断率を下げ、体重減少率を上げるための効果が高いメール支援を選ぶ人を増やすよう努める。</p>

(2) 戦略的保険者機能

	事業計画	実施状況	実績(KPI)	課題と令和3年度対応
ii	<p>【被保険者の外部委託先による特定保健指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門業者への外部委託により、初回面談からの特定保健指導を更に推進させる。 ・委託健診機関数を増加させ、大規模健診機関を中心に健診当日の特定保健指導の推進を図る。また、委託健診機関との合同研修会を実施し、好事例の共有を行い、特定保健指導の実施数及び質の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部委託業者による初回面談からの特定保健指導の初回同意率が9.6%(1,365人に依頼し初回面談実施131人)と低迷しており、奈良支部の特徴としてICT面接の受入れが低調なため実施率に影響している。 ・健診当日の特定保健指導を実施している健診機関9機関を訪問しヒアリングを実施し、受入れ態勢の整備等の課題の共有と、体制整備に伴う費用対効果等の説明を行ったが、新型コロナウイルスの影響が大きいため、毎月の進捗管理は未実施とした。 		<p>〈課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診当日の特定保健指導を含めた外部委託先による実施数の拡大。 <p>〈対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部委託先と連携を図り、特定保健指導実施率向上を推進する。 ・健診当日に特定保健指導を実施している健診機関に実施数向上を目的に訪問(トップセールス含む)を実施する。併せて、課題の共有と解決策検討を実施する。 ・健診機関に対する説明会を通じて、特定保健指導委託の勧奨を行う。
ii	<p>【特定保健指導以外の保健指導(被保険者)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果により生活習慣の改善が必要な加入者に対し、事業所での特定保健指導の実施と同時に健康相談を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所へ特定保健指導訪問時に健康相談を281人に実施した。 ・特定保健指導該当者を減らす目的で、令和1.10～令和2.9健診受診の39歳メタボ該当者232人へ文書支援を実施した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に引き続き、令和2.10月以降健診受診の39歳メタボ該当者へ文書支援実施する。

(2) 戦略的保険者機能

	事業計画	実施状況	実績(KPI)	課題と令和3年度対応
ii	<p>【被扶養者の特定保健指導】</p> <p>・加入者の利便性などに配慮し、健診を受診した会場など身近な場所で保健指導を受けることができる体制を整備する。</p>	<p>・上期の健診当日初回面談を予定していた無料集団健診が全て中止となったため、下期無料集団健診日程を増加させ、健診当日初回面談機会を増した。</p>		<p>・無料集団健診の日程を事業計画より多く設定することにより、受診者の増加を図ることにより、特定保健指導の実施率向上を目指す。</p> <p>《実施期間(夏季)》 令和3年6月～8月</p> <p>《特定保健指導(健診)日程》 67日(34会場)</p> <p>《実施期間(冬季)》 令和3年12月～令和4年3月(予定)</p> <p>《特定保健指導(健診)日程》 40日(予定)</p>
iii	<p>○重症化予防対策の推進</p> <p>【未治療者に対する受診勧奨】</p> <p>二次勧奨実施人数約620人</p> <p>・生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、関係団体等と連携し確実に医療に繋げる取組を進める。</p>	<p>・二次勧奨は対象者に文書・電話で378人に対して実施した。(本部の指示により4～6月は中止)</p>	<p>■ KPI</p> <p>受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする</p> <p>■ 実績</p> <p>・令和元年度健診受診(勧奨実施令和1.11～令和2.10)の二次勧奨後の受診率12.0%</p>	<p>・二次勧奨後の受診率を上げるために、電話での案内、支部独自の早期受診啓発チラシの作成、回答書を再度つける等、より効果的な方法を再検討する。</p>

(2) 戦略的保険者機能

	事業計画	実施状況	実績(KPI)	課題と令和3年度対応
iii	<p>【糖尿病性腎症重症化予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐためにかかりつけ医の指示に基づき保健指導を行う。 ・奈良市内で受診している対象者については、奈良市及び奈良市医師会と連携して実施する。 ・奈良市を除く県下については、奈良県医師会等の関係団体と連携を図り、アウトソースにより実施する。 ・糖尿病治療中断者への受診勧奨を県国保事務支援センター、奈良県医師会と連携して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市、奈良市医師会、奈良県、奈良県医師会と調整を密に図り、保健指導候補者を134人(奈良市52人、奈良市以外82人)選定し、9月に案内を実施、16人(奈良市12人、奈良市以外4人)に対して保健指導を実施した。 ・糖尿病治療中断者に受診勧奨通知を実施した。(対象者88人) 《実施結果》 ○レセプトで受診状況を確認 7人資格喪失 32人受診を確認 49人に対して再勧奨を実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・委託先での保健指導が開始されるため、進捗管理と県医師会への報告を確実に行う。 ・糖尿病治療中断者への勧奨効果を図るため、レセプトの確認による受診確認と、レセプトの確認ができない方に対しては、再勧奨を行う。
iii	<p>【慢性閉塞性肺疾患(COPD)予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市・奈良市医師会と連携して、COPD予防として、喫煙者へ禁煙外来の受診啓発事業を実施する。 	<p>【慢性閉塞性肺疾患(COPD)予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月に対象者1,499名を抽出し、11月に禁煙外来への受信啓発とアンケート事業を実施した。 ・アンケート回答者121人(回答率8%) 		<ul style="list-style-type: none"> ・文書内容確認等の調整を奈良市及び、奈良市医師会と連携し、遅延することなく実施するとともに、アンケート結果を分析し評価する。
iii	<p>【未治療者への受診勧奨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県医師会と連携して、生活習慣病予防健診の結果、血圧及び血糖高値、かつ服薬がない未治療者に対して、健診結果と同時に受診勧奨文書(レッドカード)を送付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託している18健診機関から受診勧奨文書(レッドカード)を対象者175人に健診結果と同時に送付した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・委託機関に対して、受診勧奨の拡大に向けて進捗確認を行い、実施率向上の推進を行う。 ・事業実施に向けて、奈良県・奈良県医師会と調整を実施する。

(2) 戦略的保険者機能

	事業計画	実施状況	実績(KPI)	課題と令和3年度対応
iv	<p>○健康経営(コラボヘルスの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職場まるごと健康チャレンジ」参加事業所数及び健康経営優良法人認定事業所数の更なる拡大を図るとともに、経済団体等と連携してセミナー等を開催し、健康経営の普及促進を図る。 ・事業所単位で健康診断データ等を「見える化」した事業所健康度診断シート(事業所カルテ)を作成し、事業主や健康保険委員へ情報提供を行うことにより、健康経営推進に向けた働きかけを強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響をふまえ、チャレンジ期間を設定して取り組み参加事業所を募る「職場まるごと健康チャレンジ」から、年間を通じて事業所に健康経営に取り組んでもらう「職場まるごと健康宣言」にリニューアルした。 ・事業所健康度カルテを作成し、健康宣言事業所96社に配布した。 	<p>■健康宣言事業所数: 271社</p> <p>(健康宣言事業所の目標数については、令和2年度からスタートした事業であること及び新型コロナウイルスの影響も鑑みて目標設定を行わなかった)</p>	<p><課題> 健康経営の普及促進による加入者の健康度向上</p> <p><対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度から、健康宣言事業のフレームを大きく変更した。令和3年度は宣言事業所の質の向上を図りながら宣言数の拡大を図っていく。 ・自治体や商工会議所、社労士会等の関係機関と連携しながら普及促進を図る。 ・宣言事業所の質の向上のため、順次訪問によるサポートを実施。 ・宣言事業所の拡大を図るため、文書または訪問による勧奨を実施。 ・重点モデル地域(田原本町)の設定による健康経営の普及促進。 ・メディア(テレビ、新聞)を活用した普及啓発広報の実施。 ・各地域の商工会議所主催のミニセミナーの共催実施。 ・協会けんぽ主催健康経営セミナーの開催(夏、冬の2回) ・健康経営普及協力事業者(生損保会社)と連携した普及拡大。 <p>[KPI] 令和3年度末宣言事業所数:400社 (令和3年度より新たに全支部でKPIとして設定)</p>

(2) 戦略的保険者機能

	事業計画	実施状況	実績(KPI)	課題と令和3年度対応
iv	<p>・健康経営に取り組む事業所をサポートするため、保健師や管理栄養士等を加入事業所へ派遣して健康講座を開催し、加入者の健康度の向上を図る。</p>	<p>・外部委託により健康講座を準備し、ホームページやメールマガジンでの広報を実施し利用受付を行ったが、新型コロナウイルスの感染拡大により申し込み数は伸び悩んだ。</p>	<p>■実績 11件(予算枠25件)</p>	<p><課題> ・新型コロナウイルスの感染状況に左右されない健康づくりの仕組み</p> <p><対応> ・令和2年度事業ではオンライン実施は対象外としていたが、令和3年度はオンラインでも実施可とする。</p> <p><令和3年度実施予定> 25件(オンラインも可) ☞4月末時点申し込み15件</p>
2	<p>○ジェネリック医薬品の使用促進 ・医療関係団体(医師会・歯科医師会・薬剤師会)や県庁をはじめとした関係団体と連携強化の上、「見える化ツール」を活用し医療機関・調剤薬局等への訪問による使用促進を図る。</p>	<p>・新型コロナウイルスの影響も考慮しながら、「見える化ツール」を活用し、影響度の大きいところから順に51件の医療機関・薬局の訪問を実施した。</p> <p>・ジェネリック製薬メーカーの誤混入事件など安全性に係る重大事案が立て続けに発生し、加入者及び医療関係者からジェネリック医薬品に対する不安の声が上がっている。</p> <p>・協会けんぽ理事長名にてジェネリック製薬協会に対し、今後の対応方針に関する申し入れを行い、安全性の確保に関する取り組みを着実に進める旨の回答を得ている。</p>	<p>■KPI 協会けんぽ奈良支部のジェネリック医薬品使用割合を<u>75.6%以上</u>とする</p> <p>■実績 74.9%(令和3年1月診療分) (未達成見込み)</p>	<p><課題> ・影響度の高い医療機関への継続的な協力要請 ・ジェネリック医薬品の信頼回復と安定供給への働きかけ</p> <p><対応> ・ジェネリック医薬品の推進には県医師会・県薬剤師会との連携が不可欠であることから、ジェネリック医薬品の不安の声を真摯に受け止め、新型コロナウイルスの影響も考慮しながら、令和2年度に引き続き各医療機関・薬局への訪問による使用促進を図る。 ・奈良県薬務課と県医師会と連携した医師向けのジェネリック医薬品セミナーを開催する。</p>

(2) 戦略的保険者機能

	事業計画	実施状況	実績(KPI)	課題と令和3年度対応
2	<ul style="list-style-type: none"> ・「ジェネリック医薬品希望シール」や「お薬手帳」などの利用を促すため、事業所・加入者へ積極的に配布する。 ・ジェネリックカルテ(本部提供)などを活用し、奈良支部の阻害要因を分析する。 ・上記分析を踏まえ、広報手段の多様化(新聞、バスラッピング、SNS、テレビ、ラジオ、県民だより等)を検討し、様々な世代の加入者へ使用を促す。 ・奈良支部が参加する会議等において、ジェネリック医薬品の使用促進の意見発信を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通広告(バスラッピング、デジタルサイネージ)、SNS広報を実施するとともに、7月～8月には奈良テレビを活用した集中広報(ならフライデー9、ゆうドキッ!、スポットCM)を実施した。 ・また、奈良新聞では4月、5月、7月に記事掲載、6月のナント経済月報に記事掲載を行った。 ・新たな手段としてプレスリリースの発信により産経新聞(4月)、NHK(6月)により取り上げられた。 ・10月には奈良県主催の薬イベントにおいて、希望シールやお薬手帳カバーを配布した。 ・3月の健康経営セミナーでは「ジェネリック医薬品普及啓発動画」を放映するとともに啓発物を配布した。 ・県内で参画する国民健康保険運営協議会や保険者協議会等において、ジェネリック医薬品の使用状況の現状を説明し、積極的推進に向けた意見発信を行った。 		<p>＜対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、阻害要因分析を行いターゲットの絞り込み等に活用するとともに、プレスリリースなどを通じた情報発信を行う。 ・加入者向け広報として、引き続き、新聞、駅構内看板、デジタルサイネージ広告を実施する。また、ジェネリック医薬品軽減額通知にあわせ、YouTubeでのインストリーム広告を実施する。 ・更にジェネリック医薬品単体での広報から保険料率に直結する「インセンティブ制度」全体の中での広報に取り組む。

(2) 戦略的保険者機能

	事業計画	実施状況	実績(KPI)	課題と令和3年度対応
3	<p>○地域医療提供体制への被用者保険者としての働きかけや意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療審議会、地域医療構想調整会議、国保運営協議会、保険者協議会等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づいた意見発信を強化する。 ・メールマガジンやホームページ等を活用し、加入者に地域医療提供体制に関する定期的な周知を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・データヘルス計画の基礎資料として医療費分析資料(平成28年～30年)を作成した。 ・統計情報(令和元年)の更新を行い、ホームページで公表した。 	<p>■KPI</p> <p>(1)他の被用者保険者との連携を深めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする</p> <p>(2)「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する</p> <p>■実績</p> <p>3月に開催された医療審議会において地域の医療提供体制についての意見発信。 (達成)</p>	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会が保有するデータ及び外部から提供されたデータの分析力と読解力の育成 <p><対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、医療審議会や地域医療構想調整会議の場に被用者保険者として出席し、少子高齢化に伴う医療ニーズに沿った医療提供体制となるようデータに基づいた意見発信を行う。 ・SCR等の活用により支部医療費の分析を実施する。 ・データ分析の結果に基づきプレスリリースを行う。
4	<p>○調査研究の推進とパイロット事業の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者及び外部有識者のアドバイスに基づき、健康診断の受診率向上対策に係る分析を行う。また、本部研究室の助言を受け、他支部との比較やパイロット事業の提案に繋げる。 ・プロジェクトチームによる調査研究の推進を図るため、情報共有と実施体制の確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査分析プロジェクトチームにおいて、健診未受診者の要因分析と勧奨方法の検討を実施した。 ・令和3年5月開催の産業衛生学会の抄録を登録した。 		<p><対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者(アドバイザー)の助言に基づき、調査分析チームにおいて、健診未受診者分析、アンケート調査、産業衛生学会へのポスター制作等を実施する。

(2) 戦略的保険者機能

	事業計画	実施状況	実績(KPI)	課題と令和3年度対応
5	<p>○広報活動や健康保険委員を通じた加入者・事業主等への理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「加入者理解度調査」の結果に基づく広報を展開する。 ・働く世代を意識した広報媒体を検討し、行動変容に繋がる広報を展開する。 ・健康保険委員委嘱者数の拡大に向け、郵送や訪問により未登録事業所への登録勧奨を行う(目標登録数:2,000名)。 ・健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報誌による情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支部広報計画を策定し、役職会で進捗を確認しながら広報を実施した。 ・かかりつけ医の普及に関する広報を、医師会と調整のうえ奈良新聞に対談特集を掲載した(9/25)。また、普及啓発ポスターを医師会と協働で作成し、県内医療機関や健康保険委員へ配布した。 ・近畿6支部合同で「協会けんぽのしおり」を作成した。(ジェネリックの広報については、ジェネリックの項を参照) 	<p>■KPI</p> <p>広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする</p> <p>■実績</p> <p>「加入者理解度調査」理解率の平均39.0%(令和元年度:46.3%)(未達成)</p>	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・理解率の全国平均も41.0%(令和元年度:46.5)と全47都道府県でKPI未達成となっている。本理解度調査は支部ごとの理解度算出に必要なサンプル数を確保することが難しいため理解度を正しく把握できていない可能性がある。 ・特に、「インセンティブ制度」の理解率の向上が課題。 <p><対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度加入者理解度調査の結果をもとに、理解率が低い項目や広報重点項目を中心とした令和3年度広報計画を策定する。 ・インセンティブ制度の認知度向上を図るための広報を実施する(7月予定)。 ・医師会と連携し、かかりつけ医や上手な医療のかかり方に関する広報を実施する。(ジェネリックの広報については、ジェネリックの項を参照)

(2) 戦略的保険者機能

	事業計画	実施状況	実績(KPI)	課題と令和3年度対応
5		<p>【健康保険委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員活動強化のため、健康保険委員向け定期広報誌(けんぽIZM)を4半期ごとに発行した。 ・健康保険委員表彰者(大臣・理事長・支部長)を選定し、表彰式を奈良ホテルで実施した。(11月) ・未登録事業所に文書勧奨を実施した。(945件勧奨→新規登録117件) ・保健指導実施時に保健師、管理栄養士から登録勧奨を実施した。(501件勧奨→新規登録124件) ・健康保険委員研修会として、健康経営セミナーを3/18に開催した。(56名参加) <p>また、新型コロナウイルス感染対策として後日YouTubeでセミナー動画を配信した。</p>	<p>■KPI</p> <p>全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を50.0%以上とする</p> <p>■実績</p> <p>被保険者カバー率 51.43%(3月末) (達成)</p> <p>・健康保険委員委嘱者数2027人(3月末)</p>	<p><対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、保健指導実施時の勧奨、文書による勧奨を実施する。 ・健康経営普及促進のための事業所訪問時などに併せて健康保険委員加入勧奨を実施する。 ・健康保険委員表彰式を橿原神宮養正殿にて開催する。(11月予定) ・健康保険委員研修会として、健康経営セミナーを開催する。(8/27、9/3予定)(※新型コロナウイルス感染対策として後日の動画配信を予定)
6	<p>○支部評議会の効果的な運営</p> <p>・評議会においてより活発に議論いただくため、評議員との定期的な意見交換(事前説明)を行い、加入者・事業主の代表である評議員の意見が反映されるような評議会運営を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響により6月2日に予定していた支部評議会を中止とした。 ・7月以降の評議会は、外部の貸会議室でスペースをとって開催した(7/14、10/29、1/19)。 		<p><対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、新型コロナウイルスの動向を注視し、オンラインも利用しながら開催を行う。 ・評議会においてより活発に議論いただくため、評議員との定期的な意見交換(事前説明)を実施する。

(2) 戦略的保険者機能

	事業計画	実施状況	実績(KPI)	課題と令和3年度対応
7	<p>○統計データの分析と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記①～⑥の業務を効果的に推進するため、本部提供データやツールの活用、目的に応じた分析・見える化を図る。 ・インセンティブ制度の評価項目、KPI、業績評価の項目のうち、支部の課題項目についての要因分析を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本部提供データをもとにジェネリック医薬品の阻害要因分析を実施。マスコミ向けの公表(プレスリリース)や医療機関訪問の際の資料として活用した。 		<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会が保有する各種データの分析力と読解力の向上 <p><対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部の事業を効果的に促進するため、本部から提供されるデータやツールを最大限活用し、課題の見える化を図る。

(3) 組織運営体制

	事業計画	実施状況	実績(KPI)	課題と令和3年度対応
1	<p>○組織運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Flat(フラット)平準化」「Forward(フォワード)前進」「Flexible(フレキシブル)柔軟性」の「3F」を念頭に、視野を広げ、知識・情報を共有し、進んで課題解決に取り組む。 ・業務処理の更なる標準化、効率化、簡素化を推進し、保険者機能強化に向けた組織体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の全体朝礼等においてキーワードを念頭にした支部長による訓示を行った。 ・業務担当チーム毎に毎日実施するユニットミーティング等を通じ、知識・情報共有、進んで課題解決に取り組む環境を整備した。 ・自己啓発支援として実施する通信教育講座を積極的に斡旋した。 		<p><課題> 支部職員意識の統一化と方針の徹底</p> <p><対応> ・令和3年度は「Data(データ)」、「Design(デザイン)」、「Diversity(ダイバーシティ)」の「3D」を原動力に事業運営の最適化を図る。 ・引き続き、業務処理の更なる標準化、効率化、簡素化を推進し、保険者機能強化に向けた組織体制を整備する。</p>
2	<p>○インセンティブ制度や支部業績評価を意識した確実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価点数の低い項目を中心に取り組みを強化し、支部全体の底上げを図る。 ・事業計画の進捗管理は、四半期毎の振り返り会議、毎月の定例ミーティングを通じて徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良支部の課題であるジェネリック医薬品使用割合向上に向けた取り組みを重点的に実施した。 ・各グループごとに毎月の定例ミーティングを通じて事業の進捗状況の管理を行った。 		<p><対応> ・インセンティブ制度や業績評価等の評価点数の低い項目を中心に取り組みを強化し、支部全体の底上げを図る。 ・引き続き、各グループごとに毎月の定例ミーティングを通じて事業の進捗状況の管理を行う。</p>

(3) 組織運営体制

	事業計画	実施状況	実績(KPI)	課題と令和3年度対応
3	<p>〇OJTと研修計画に基づく人材育成の確実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OJTを中心としつつ、外部セミナー等の研修を効果的に組み合わせることで、保険者機能の更なる発揮のため次世代を担う人材の育成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の業務の中でOJTを行うことにより人材育成を図った。 ・若手職員を中心に定期的なジョブローテーションを実施することにより人材育成を図った。 ・年間計画に則り必須6研修を実施した。(ハラスメント研修、個人情報研修、コンプライアンス研修、情報セキュリティ研修、メンタルヘルス研修、ビジネススキル研修) 		<p><課題> 社会規範への対応</p> <p><対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間研修計画に則り職員を対象とした研修を実施する。(全職員必須受講6研修: 個人情報研修、メンタルヘルス研修、ハラスメント研修、コンプライアンス研修、情報セキュリティ研修、ビジネススキル研修) ・支部独自研修として、「ナッジ理論を活用した資料作成研修」を実施する。
4	<p>〇費用対効果を踏まえたコスト削減及び一者応札案件減少に向けた対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達における競争性を高めるため、十分な公告期間及び履行期間の確保を図り入札参加業者数の増加に努めるとともに、一者応札となった入札案件については、その要因の検証を行い、一者応札案件の減少に努める。 ・契約内容及び調達方法の見直しを行うことで、費用対効果及び競争性を高めると共に事務の効率化を図る。 ・支部の事務経費(消耗品や光熱費等)の管理徹底、支部内の手続き事務の簡素化等により職員のコスト意識を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調達決裁の起案ルールについて整理を行い、周知徹底を行った。 ・予算執行管理表を作成し、予算の執行管理の徹底に努めた。 	<p>■KPI</p> <p>一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。前年度において20%以下となった場合は前年度以下とする。なお、今年度において一般競争入札件数が4件以下となる場合は一者応札件数を1件以下とする。</p> <p>■実績</p> <p>一者応札案件0% (0件/7件) (達成)</p>	<p><対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、調達における公正性・公平性を確保するために、適正な調達事務に努めるとともに、競争性を高めるために十分な公告期間及び履行期間の確保を図り入札参加業者数の増加に努める。 ・定期的に予算執行管理表の確認を行い、計画的な事業遂行と適正な予算執行に努める。

(3) 組織運営体制

	事業計画	実施状況	実績(KPI)	課題と令和3年度対応
5	〇コンプライアンスの徹底 ・法令等規律の遵守(コンプライアンス)について、職員研修等を通じてその徹底を図る。	・令和2年度の法令違反事案はなかった。 ・役職員で構成されるコンプライアンス委員会を開催(5月、10月)し、支部内のコンプライアンスの啓発を行った。 ・全職員を対象とした研修(ハラスメント研修11月、コンプライアンス研修1月)を実施した。 ・令和2年7月からコンプライアンスに関する社内報「奈良支部コンプライアンス通信」を毎月定期的に発行した。		<対応> ・コンプライアンス委員会を開催(4月、10月)し、引き続き支部内のコンプライアンスを啓発する。 ・令和3年度奈良支部コンプライアンス委員会活動計画に沿ってコンプライアンスを推進する。 ・「奈良支部コンプライアンス通信」により法令等規律の遵守(コンプライアンス)について徹底を図る。
6	リスク管理 ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案対応など、本部の指示に基づき、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。また、安否確認模擬訓練等を通じて、日頃からのリスク対応に関する意識付けを行う。	・個人情報保護委員会を開催した(5月、7月、10月、12月、2月)。 ・個人情報保護チェックシートに基づく定期点検の実施した。 ・安否確認模擬訓練を実施した(6月、12月)。 ・災害対応初動対応マニュアルの見直しを行い訓練を実施した(8月)。		<対応> ・引き続き、業務上の点検や災害対応訓練を計画的に実施する。 個人情報保護委員会 (4月、6月、10月、11月) 初動対応マニュアルを活用した訓練 (11月) 自主点検(支部内総点検) (5月、11月)

(4) 令和2年度KPIの達成状況と令和3年度KPI

	項目	令和2年度KPI	進捗状況	達成状況	令和3年度KPI
基盤的 保険者機能	サービススタンダード	100%	100%	達成	100%
	申請に係る郵送化率	92.0%以上	93.4%	達成	95.0%以上
	社会保険診療報酬支払基金との合算レセプト査定率	0.340%以上	0.318%	未達成	対前年度以上
	柔道整復療養費申請(多部位・頻回)	0.80%以下	0.94%	未達成	対前年度以下
	喪失後1ヵ月以内保険証回収率	95.0%以上	91.95%	未達成	対前年度以上
	喪失後受診債権回収率	90.13%以上	59.59%	未達成	対前年度以上
	医療給付費中の喪失後受診割合	0.296%以下	0.076%	達成	設定なし
	限度額認定証使用割合	86.0%以上	83.1%	未達成	設定なし
	被扶養者資格再確認提出率	92.0%以上	90.3%	未達成	92.7%以上
	オンライン資格確認USB利用率	72.2%以上	78.7%	達成	設定なし
戦略的 保険者機能	生活習慣病予防健診受診率	51.8%以上	45.8%(3末推計)	未達成	51.8%
	事業者健診データ取得率	14.5%以上	14.9%(3末推計)	達成	14.5%
	被扶養者特定健診受診率	31.5%以上	25.0%(3末推計)	未達成	31.5%
	特定保健指導実施率	20.8%以上	17.5%(3末推計)	未達成	被保険者26.6% 被扶養者34.0%
	受診勧奨後3ヵ月以内の医療機関受診率	12.9%以上	12.0%	未達成	12.5%以上
	健康宣言事業所数(コラボヘルス)	設定なし	271社	—	400社(新規)
	ジェネリック医薬品使用割合	75.6%以上	74.9%(1月診療分)	未達成	76.5%以上
	地域医療構想調整会議参加率	100%	100%	達成	設定なし
	意見発信	実施する	実施した	達成	実施する
	加入者理解率	46.3%以上	39.0%	未達成	設定なし
健康保険委員カバー率	50.0%以上	51.43%	達成	52.0%以上	
組織 運営 体制	一者応札案件割合	20.0%以下	0%	達成	20.0%以下